

あなたの家は 大きな地震に備えていますか？

あなたの生命と財産を守るために、
各種助成制度などの活用を

耐震診断・改修助成制度

建物の安全性を調べてみましょう！
ご自宅の耐震診断を行う際に、市が指定する診断
機関を紹介し診断費用の一部を助成します。

木造住宅耐震診断助成制度

- 対象
市内にある個人所有の木造住宅で、新耐震設計基
準(昭和56年6月1日施行)以前に建築されたもの
- 助成額...診断費用の3分の2
ただし上限額は
1. 目安となる簡易的な診断...4万円
2. 現行の建築基準法の耐震基準に適合している
か確認できる一般診断以上の診断...10万円

必要に応じて
改修工事を行いましょう！
診断結果から補強などの改修工事が必
要と判定された住宅には、工事費用の一
部を助成します。

木造住宅耐震改修助成制度

- 対象
耐震診断助成制度を利用した診断で「倒
壊する可能性がある」「倒壊する可能性が
高い」と判定された住宅
- 助成額...改修費用の3分の1(高齢者世
帯と障がい者世帯には2分の1を助成)

ただし上限額は
1. 一部の補強などによる簡易改修...
30万円
2. 耐震基準を満たす改修...50万円
くわしくは助成パンフレットをご覧ください。
助成パンフレットは市政窓口で
も配布しています。

耐震改修促進税制

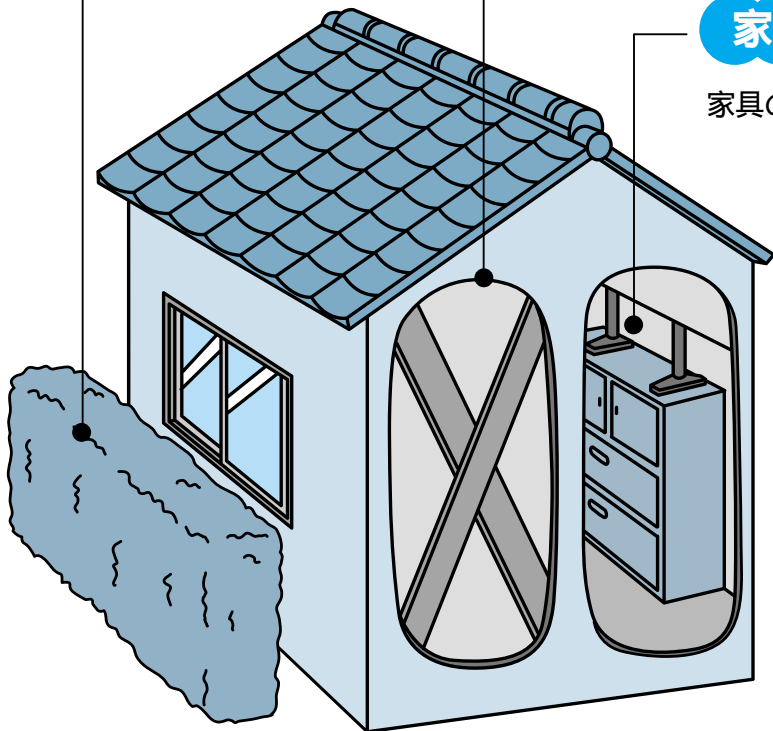
耐震基準を満たす改修を行うと、所得
税の特別控除や固定資産税の減額措置を
受けられる場合があります。固定資産税
の減額については下記をご覧ください。
申 問 まちづくり推進課(市役所5階52番
窓口) ☎内線2867へ。

生け垣助成

ブロック塀を生け垣にかえ、
倒壊を防ぎましょう！

地震の際にブロック塀が倒壊すると、避難の
障害となったり緊急車両が通行できなくなり、
被害を大きくします。道路に面したブロック塀
を生け垣に作りかえる場合、または新たに生け
垣を作る場合など、費用の一部を助成します。

- 助成要件(くわしくはお問い合わせください)
・生け垣を作る場所が道路に面している
・緑化延長が2m以上である
・緑化後5年以上保存する
・相互に葉が触れ合う程度の密度で植えること
・樹木であること(プランター植えは不可)など
- 助成額
生け垣造成の助成...1mあたり14,000
円まで(上限30m)
ブロック塀の撤去など...1mあたり
10,000円まで(上限30m)
申 問 緑と公園課(市役所5階56番窓口) ☎内線
2836へ



家具転倒防止器具の取り付け

家具の転倒を防いで身を守り、
避難路を確保しましょう！

地震に備えて、ご家庭の家具に転倒防
止器具(突っぱり棒、下敷きマット、L字
型金具)を無料で取り付けます(1世帯あ
たり家具5点、各家具に器具2種類まで)。

- 対象
市民税が非課税の世帯、または均等割
のみの世帯で、次の どちらかに当
てはまる方
65歳以上の高齢者のみの世帯(60
歳以上の同居親族がいる場合も可)
身体障害者手帳(4級以上)または愛
の手帳(4度以上)をお持ちの方がおり、
ほかに取り付けできる方がいない世帯
申 問 高齢者支援室(市役所1階13番窓
口) ☎内線2627へ。

ご存じですか？ 住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エ
ネ改修を行った場合に固定資産税が減額され
る場合があります。
問 資産税課 ☎内線2365

耐震改修を行った場合

- 対象家屋 昭和57年1月1日以前から所在する
住宅
- 対象改修 国の定める現行の耐震基準に適合する
耐震改修工事を行った場合(30万円以
上)
- 減額税額 工事が完了した年の翌年度分から一定
期間(最長で3年間)の固定資産税額の
2分の1(1戸当たり120㎡相当分まで)
- 減額期間 平成18年1月1日～21年12月
31日に改修=3年間、平成22年1
月1日～24年12月31日に改修=2
年間、平成25年1月1日～27年
12月31日に改修=1年間
ほかの減額制度との併用はできません。

バリアフリー改修を行った場合

- 対象家屋 平成19年1月1日以前から所在する
住宅(賃貸住宅を除く)で、65歳以上
の方、要介護または要支援の認定を受
けている方、障害のある方が居住する
家屋
- 対象改修 平成19年4月1日～22年3月31日
に行った法令で定めるバリアフリー工
事で、工事に要した費用から補助金な
どを控除した金額が30万円以上の場合
- 減額税額 工事が完了した年の翌年度分の固定
資産税額の3分の1(1戸当たり100㎡
相当分まで)
省エネ改修以外のほかの減額制度との併用はでき
ません。

省エネ改修を行った場合

- 対象家屋 平成20年1月1日以前から所在する
住宅(賃貸住宅を除く)
- 対象改修 平成20年4月1日～22年3月31日
に行った、国の定める現行の省エネ基
準に新たに適合する省エネ改修工事
(窓の改修を含む30万円以上の工事)
- 減額税額 工事が完了した年の翌年度分の固定
資産税額の3分の1(1戸当たり120㎡
相当分まで)
バリアフリー改修以外のほかの減額制度との併用
はできません。

申 いずれも、工事完了日から原則3カ月以内に申請書に必要書類を添えて資産税課(市役所2階28番窓口)へ